

## 有料職業紹介契約書【例】

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という）と MY-Designer 株式会社 関西在宅医療求人専科（以下、「乙」という）とは、乙から甲への有料職業紹介事業に関し、次のとおり委託契約を締結する。

### 第1条（委託事項）

乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。

- （1）甲が行う求人について、適切な求職者の紹介
- （2）上記の紹介を行うにあたっての、相談、助言、人材の開拓及び調査

### 第2条（人材の紹介）

乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

### 第3条（採用選考）

- 1 甲は、乙が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。
- 2 甲は前項に基づき内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定した事実を確認する書面（以下、「内定通知書」という）又はこれに代わる文書等を交付する。

### 第4条（応募書類）

甲は、乙及び応募者が提出した履歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認する。

### 第5条（個人情報の取扱い）

- 1 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。
- 2 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 3 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

### 第6条（応募者の併願）

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認する。

### 第7条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

### 第8条（紹介手数料）

- 1 紹介手数料については、第1条（1）により甲が乙の紹介した応募者の内定を決定し、応募者が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
- 2 本件業務によって紹介された日から1年以内において、応募者が甲に入社した場合は、本件業務に該当するものみなして、紹介手数料が発生するものとする。
- 3 甲が乙に支払う紹介手数料は、甲が採用者に支払う報酬額（想定年収額：基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）は以下の通りとする。

区分	手数料率
常勤介護士	想定年収の15%（+消費税）

4 甲は紹介手数料の支払い方法として、「一括払い」または「分割払い（12ヶ月）」のいずれかを選択することができる。

5 分割払いを選択した場合、下記の加算率を適用する。

区分	分割時加算率
常勤介護士	一括手数料額に対し+3%（+消費税）

6 分割払いにおいては、対象求職者が退職した時点で、以降の支払義務は消滅するものとする。

ただし、退職以前に発生した分割支払分については、速やかに支払うものとする。

7 乙が甲に紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を甲に返還する。但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入職後1ヶ月以内退職	紹介手数料の100%
入職後2ヶ月以内退職	紹介手数料の75%
入職後3ヶ月以内退職	紹介手数料の50%
入職後6ヶ月以内退職	紹介手数料の25%

但し、紹介手数料の支払いにおいて、分割払いを選択した場合は上記返金規定の限りではない。

8 前項の返還金は、甲が乙へ当該応募者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、甲乙の協議により他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。

9 第1条（2）のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。

### 第9条（紹介手数料の請求及び、支払方法）

- 1 乙は、前条に基づき算定された紹介手数料の額を、すみやかに甲に請求する。
- 2 甲は、請求日（入社承諾書の提出日）の翌月末までに紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込む。なお振込手数料は甲の負担とする。

### 第10条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
- (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
  - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
  - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
  - (4) 受領者が独自に開発したもの

#### 第11条 (求人条件等の情報開示・公開)

- 1 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することを同意するものとする。
- 2 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

#### 第12条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。
  - (1) 暴力的な方法による要求をすること
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
  - (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
  - (6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
  - (7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
  - (8) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。
- 4 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。
- 5 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告なしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。

- 6 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

#### 第13条 (有効期間)

本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

#### 第14条 (協議事項)

本契約に定めない事項及び疑義が生じた事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

#### 第15条 (合意管轄)

本契約に関連して生ずる権利義務に関する訴訟については、乙の有料職業紹介事業の許可所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

以上締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上各1通宛これを保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所：  
氏 名：株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

(乙) 住 所：大阪市鶴見区鶴見3-12-10-701  
氏 名：MY-Designer 株式会社  
関西在宅医療求人専科  
代表取締役 藤井 基晴 ㊟  
(厚生労働大臣 認可番号 27-ユ-304900)